

招集期日 平成21年6月10日（水曜日）

招集場所 入間市庁舎（B棟）5階第1委員会室

開 会 6月10日（水曜日）午前 9時36分

閉 会 6月10日（水曜日）午前10時01分

出席委員	委員長	平山五郎	副委員長	齋藤國男
	委員	吉澤かつら	委員	宮岡幸江
	委員	塩屋和雄	委員	堤利夫
	委員	小島清人	委員	駒井勲

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 企画部長 総務部長
関係職員

委員会に出席した事務局職員 玉井栄治

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時36分）

委員長 ただいまの出席委員は8名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例2件、補正予算1件の計3件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、議案の審査順序につきましては、既にご配付のとおり議案第49号、50号、各条例の審査をし、続いて議案第58号のうち所管のものを順に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

次に、委員長より報告いたします。議案第49号につきましては、質疑が所管外に及ぶ可能性も考えられますので、関係部の職員の

出席についてご了承のほどお願いをいたします。

ここで関係者以外の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時37分 休憩

午前 9時39分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第49号 入間市手数料条例の一部を改正する条例

委員長 議案第49号 入間市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

総務部長 それでは、議案第49号 入間市手数料条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律が平成21年6月4日から施行されました。この法律は、長期にわたり良好な状態で使用できるよう、その構造や設備について、一定以上の耐久性、維持管理の容易性等の性能を備えた優良住宅の建築、維持保全に関する計画を認定する制度の創設を柱とするものでございます。この

制度を活用することにより、安全で安心な住宅の普及が促進されるとともに、この長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅については税制面で優遇を受けることができます。その長期優良住宅建築等の計画の認定業務については市が行うこととなるため、その手数料の額を定め、入間市手数料条例に加えるものでございます。

また、この条例中で引用している租税特別措置法の条項について、同法の一部改正に伴い、項ずれが生じたことから、あわせて条文の整備を行うものでございます。

なお、この条例ですが、公布の日から施行いたします。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りたいと思います。よろしくどうぞ願います。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。ございませんですか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第49号 入間市手数料条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前　9時42分　休憩

午前　9時42分　再開

委員長　会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第50号　入間市税条例の一部を改正する条例

委員長　議案第50号　入間市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

総務部長　それでは、議案第50号　入間市税条例の一部を改正する条例について、概要を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、入間市税条例の一部を改正したく、提案させていただくものでございます。

主な改正の内容についてご説明申し上げます。まず、個人市民税に関するものが2点、固定資産税に関するものが1点でございます。

個人市民税のまず1点目でございます。個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の創設でございます。内容でございますが、現行の住宅借入金等に係る控除制度は平成11年、所得税のみに導入されたものでございますが、税源移譲により所得税の税率が10パーセントから5パーセントになった方の場合、本来受けられるべき控除額を控除し切れなくなるケースがあるわけでございます。こういう場合に限り、控除し切れなくなった部分について個人住民税から控除しているところでございます。税源移譲後に住宅ローンを借りて入居された場合には、所得税からのみの控除となっておりますが、今回の改正で、景気対策としまして住宅投資の活性化を図るため、個人住民税において住宅借入金等特別税額控除を創設するものでございます。100年に1度と言われている不況への対策でありますので、所得税と住民税を合わせた最大控除額を過去最高水準まで引き上げるものという形でございます。具体的には自己の居住用の住宅のために住宅ローンを借り入れ、平成21年から平成25年までに居住を開始した場合、ローンの年末残高の1パーセント、認定長期優良住宅の場合は1.2パーセントを上限として所得税から控除を受けられますが、所得税から引き切れない部分について、9万7,500円を限度額としまして個人住民税から控除するものでございます。控除期間は10年間でございます。所得税と住民税を合わせた控除額及びローン年末残高の限度額は、改正要旨にも記載してありますが、景気回復を図るために平成21年、平成22年が高目の設定となっております。

なお、これに伴う住民税の減収分につきましては、減収補てん特例交付金として国から全額補てんされるものでございます。

また、税源移譲に伴い、現在行っております市県民税からの控除を受ける場合、毎年申告書を提出していただいておりますが、給与支払報告書や源泉徴収票の様式の改正が行われることになりまして、市への申告が不要になるものでございます。これに伴いまして、従来控除を受ける場合も平成22年度課税分から申告が必要なくなってくるという形でございます。

個人市民税の2点目でございます。土地等の長期譲渡所得の1,000万円特別控除の創設でございます。平成21年、平成22年に土地を取得し、長期譲渡した場合、譲渡益から1,000万円の特別控除をするものでございます。所有期間が5年を超えて譲渡するものを長期譲渡と申し上げますが、この特例は平成21年、平成22年に土地を取得し、長期譲渡した場合、譲渡益から1,000万円を控除するものでございます。そのため、早くて平成27年以降の譲渡から対象になるもので、課税に影響が出てくるのは平成28年度以降となるものでございます。

以上が市民税関係でございまして、続きまして固定資産税に関するものにつきましてご説明申し上げます。先ほども議案第49号で申しました認定長期優良住宅に対する扱いでございますが、固定資産税の減額の特例の申告方法を規定するものでございます。今月4日に長期優良住宅の普及の促進に関する法律が施行されたわけでございますが、この法律の規定に基づき、行政庁の認定を

受けて新築された住宅の場合、居住部分で120平方メートル部分までの固定資産税を2分の1にするものでございます。減額の期間でございますが、3階建て以上の中高層耐火住宅の場合、新築後7年度分、その他の住宅の場合は5年度分の減額でございます。

なお、この条例の規定としましては申告方法を規定するもので、内容としましては、減額の規定を適用とする方は1月31日までに固定資産税減額申告書を行政庁から通知された認定通知書を提出して減額を受けるという扱いのものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。ございませんですか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第50号 入間市税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 9時49分 休憩

午前 9時50分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第58号 平成21年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち
所管のもの

委員長 次に、議案第58号 平成21年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

それでは、企画部所管のものについて、企画部長より説明を求めます。

概要説明

企画部長 それでは、議案第58号 平成21年度一般会計補正予算（第3号）における企画部所管の内容につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算に関する企画部の所管につきましては、歳入が中心となりますので、あらかじめご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

お手元の補正予算（第3号）説明書の7ページから8ページをごらんいただきたいと思います。初めに、款2 地方譲与税及び款8 自動車取得税交付金につきましては、地方税法等の一部改正に

よる道路特定財源の見直しに伴い、地方自治法施行規則が改正されましたので、款2 地方譲与税に項1 として地方揮発油譲与税を加え、款8 項1 自動車取得税交付金に目2 として旧法による自動車取得税交付金を新設するものでございます。また、この改正により道路特定財源が一般財源化されたことに伴い、地方譲与税及び自動車取得税交付金について、一部を残し、特定財源から一般財源への変更もあわせて行いたいものでございます。

次に、款16 県支出金、項2 県補助金、目1 総務費県補助金1,987万9,000円の増額につきましては、埼玉県ふるさと雇用再生基金市町村事業費補助金及び埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金の内示を受け、計上するものでございます。なお、ふるさと雇用再生基金市町村事業費補助金は障害者自立支援事業における相談支援事業に、そして緊急雇用創出基金市町村事業費補助金は資源ごみ監視対策並びに道路等環境整備、美化事業に、そして各小中学校等施設の整備と清掃等に充てることとしたいものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

なお、歳出につきましては21ページから、恐れ入りますが、22ページ、款13 ござらんいただきたいと思えます。この歳入歳出額の調整による予備費の補正でございます。

以上で企画部所管の一般会計補正予算（第3号）の説明を終わりにさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

以上です。

委員長 これより企画部所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。

吉澤委員 それでは、歳入の部分で説明書 8 ページの埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金についてお伺いします。

今ご説明があったとおり、ごみの監視と道路、あと小中学校の美化に使うということなのですけれども、確認なのですけれども、これすべての事業シルバー人材センターに委託ということでお聞きしているのですけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。

企画部次長兼副参事（総合政策担当） まだ予算決定されておりませんが、決定後はそのような予定で事務を進めたいと思っております。

吉澤委員 主にふるさと雇用、それから緊急雇用のほうと、今回の景気悪化の中で雇用を生み出すということで政府として予算を組んだものだと思います。昨年から派遣切りとかという問題もあって、各自治体でもそうした派遣切りに対応して、直接雇用するという動きもありましたけれども、こちらの緊急雇用のほうはたしか自治体でも直接雇用もできるものだと思いますけれども、そうした自治体で直接雇用する、あるいは派遣切りですとか、そうした方々への対応ということは検討されなかったのか、したのかどうか、お聞きします。

企画部次長兼副参事（総合政策担当） 当然新聞でも報道がありましたように、いろいろな市町村で直接雇用で道路清掃に充てるとかという話題がありました。当初、現在ご提案させていただいている中

で、歳入でふるさとが1件、緊急雇用が3件ございますけれども、そのほかにメニューとしては直接雇用もございました。ただ、県のほうは国から来ている基金の中ですべての市町村を精査する中で、入間市から出したものについて全部認められたわけではないので、ちょうど県のほうで精査された中に直接雇用の部分も一部ございました。

以上です。

吉澤委員 まだ確定ではないということなのですけれども、シルバー人材センターのほうに委託する予定ということで、もちろん高齢者の方も今、年金が減って、なかなか生活も大変で、やはり仕事が欲しいという方はたくさんいらっしゃいますので、そうした方のニーズにこたえていくというのはもちろん必要だと思うのですが、入間市内の企業でも1月の時点で500人以上の方が派遣切りされているとか、さらにこの6月で派遣切りされるという方もいらっしゃると思うのですが、そうしたいわゆる現役世代とか、そういう若い人たちであったりとか、この間仕事をしていた、失った人に対しての要するに雇用対策にはならないのではないかと思うのですが、その点、見解をお聞きします。

企画部次長兼副参事（総合政策担当） シルバー以外の方に対する雇用の創出ということでございますが、今回この創出事業をやるに当たりまして、そういったこともいろいろ検討したわけなのですが、条件としまして国が決めているいろいろな細かい条件がございまして、例えば先ほど答弁させていただきましたように直接

雇用は幾つかあったのですけれども、けられたと。例えば委託とかで発注する場合、結局雇用ですから、働く方に市が支払った委託料が例えばA業者が受けたとしたら、半分A業者がいろいろな経費とかで、賃金が半分しか行かなかったと、そういうのはだめだよという規定がありまして、例えば人件費がおおむね7割、失業者が4分の3以上とか、1カ月の労働が15日以上とか、いろいろな条件がございます。そうすると、通常の民間企業の場合、例えば100万円で発注した事業のうち、700万円とか800万円が本人の賃金として行くかという問題があるのです。一般的に工事とか、いろいろな委託を設計しますと、いろいろな諸経費とかというと、本人に行くのは例えば6割になってしまったり、6割5分の場合、やはり働く方の賃金を保障するということでありまして、シルバー人材センターの場合は、以前に平成14年から平成17年にやったときも、センターでの諸経費というのをもちろん市が支払った中からある程度センターのほうで経費を見ますけれども、直接本人に支払える賃金の幅が委託料に対して非常に大きいというようなところでシルバー人材センターというものは雇用で直接働いた方に賃金が大きな割合で行くということで、シルバー人材センターについては国のほうでも委託先の例としてそういったものを挙げてきているというのが実態でございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ企画部所管のものについての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第58号 平成21年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち所管のものについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時01分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 協議事項〔閉会中の継続調査について〕

委員長 次に、協議事項であります。閉会中の継続調査について協議いたします。

行政視察についてこれまで協議を重ねてまいりましたが、お手元に配付した資料のとおり委員会として決定してよろしいでしょうか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、閉会中の継続調査については決定い

たしました。

△ 閉会の宣告（午前10時01分）

委員長　これで当委員会に付託された事件はすべて議了しましたので、
会議を閉じます。

以上で総務常任委員会を閉会といたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 平 山 五 郎